

『国際的二重課税排除の制度と実務』(平成21年9月28日発行)追記

— 平成21年度改正前の事業年度で配当の受取りが確定し同改正以後の事業年度でその受取りが行われる場合の直接外国税額控除の取扱いについて —

本書発行後に新たに生じた事情を踏まえて、新たな読者の皆様方の参考として頂くために、第3部I第1章第1節2《実務上の留意点：平成21年度改正前の事業年度で配当の受取りが確定し同改正以後の事業年度でその受取りが行われる場合の直接外国税額控除の不適用》の記述の末尾(348頁)に、下記の記述を追加致します。

なお、本書に関して、読者の皆様方にお知らせをさせて頂いた方が良いと考えられる事情が新たに生じた場合には、随時、今回と同様にホームページに掲載させて頂き、皆様方の実務のご参考として頂けるようにしたいと存じます。

記

ところで、平成21年度改正に伴う直接外国税額控除の経過措置に関しては、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)12条1項において、上記のとおり、間接外国税額控除や外国子会社配当益金不算入の適用関係に連動させずに独自に規定されているわけですが、次のような国税庁の職員の見解があります。

「その趣旨は、益金不算入の適用を受ける外国子会社の配当に係る外国源泉税を、直接外国税額控除の対象から除外するというものであり、益金算入される外国子会社の配当に係る外国源泉税についてまで、直接外国税額控除の対象から除外する趣旨で規定されたものではないと解するのが適当です(注2)。

これらを踏まえれば、B社から受ける配当に係る外国源泉税については、直接外国税額控除の適用による国際的二重課税の調整を認めて差し支えないものと考えます。

(注2) 省略」

(国際税務V ol 29 No 10 秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度における税務(2)」38・39頁、2009年10月5日)

直接外国税額控除の経過措置に関しては上記のとおり法律に明定されていますし、平成21年度改正により外国子会社からの剰余金の配当等について外国子会社配当益金不算入の適用を受けるのか否かにかかわらずその外国源泉税については直接外国税額控除の適用を認めないこととされていることなどからすると、この見解の結論には、法律の正しい解釈という観点からすれば、疑問があると考えます。

しかし、この見解のように、外国子会社配当益金不算入の適用を受けない剰余金の配当等の額に課される外国源泉税について直接外国税額控除の適用を認めることとすれば、経過措置期間において一時的に改正前及び改正後のいずれよりも大きな税負担が生ずるという事態が回避されることとなります。

このような点からすると、この見解が個人の考えを表明したものに止まるものではなく国税当局の公式の見解であるとすれば、納税者にとっては、この見解の取扱いは歓迎するべきものである、と考えます。